

事務連絡
令和元年7月4日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

廃エアゾール製品等の処理に関する調査結果について

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、廃エアゾール製品や廃カセットボンベ（以下「廃エアゾール製品等」という。）の処理については、昨年12月に発生した爆発事故を受け、「廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について」（平成30年12月27日付け環循適発第1812271号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「通知」という。）において、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法の住民への周知、並びに住民が穴を開けずに充填物を出し切り廃エアゾール製品を排出させ、処理する体制の整備を依頼したところである。

今般、環境省において、全国の都道府県及び市区町村に御協力いただき、各市区町村における廃エアゾール製品等の処理方法や安全確保の取組について調査を行った。については、別添の調査結果について貴管内市区町村及び一部事務組合等へ送付いただくとともに、市区町村においては下記の事項にも留意の上、速やかに住民に穴開けをさせずに廃エアゾール製品等を安全に処理する体制の確保を願いたい。

記

1. 住民による穴開けについて

廃エアゾール製品等をごみとして排出する際に住民による穴開けを不要としている市区町村の割合は、平成28年時点で27%であったところ、今般の調査結果では約40%となっており穴開けを不要とする市区町村の割合は増加しているものの、いまだ半数以上の市区町村が住民に対して排出時の穴開けを指導している。

通知でも触れたとおり、東京消防庁の調査によると、平成20年から平成29年までの10年間で、エアゾール製品等の穴開けが原因の火災が260件発生しているなど、依然として排出時の穴開けによる火災事故や負傷事故が発生している状況である。排出時に住民に穴開けを求めている市区町村におかれては、3.も踏まえ、住民による穴開けを不要とした上で回収し、処理する体制を早急に整備されたい。

2. 住民に対する周知について

通知においては、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについて住民への周知を徹底するよう依頼しているところである。今般の調査結果では、多くの市区町村において周知がなされている一方、ガス抜きキャップによる出し切り等について住民に周知していないと回答した市区町村が13%、火気のない風通しの良い屋外等でのガス抜きについて周知していないと回答した市区町村が24%あった。市区町村におかれては改めて住民への周知を徹底されたい。

3. 廃エアゾール製品の処理方法及び安全対策について

今般の調査結果では、各市区町村における収集運搬・処理の方法、廃エアゾール製品等に充填物が残留している場合の対応、手作業で穴を空ける場合も含めた処理の際の安全対策、穴開けを不要とする処理体制に移行する際に実施した対策等についてとりまとめている。これらの例も参考に、処理を実施する作業員の安全確保と処理施設の事故防止に関する安全対策を徹底されたい。

環境省環境再生資源循環局
廃棄物適正処理推進課
松岡、矢野
TEL 03-3581-3351(内 6845,6827)